

部活動の地域移行についてQ & A

Qなぜ部活動を地域移行する必要があるのですか

A：進む少子化によって、市内中学校においても、学校部活動の選択肢が少なくなっており、中学生のやりたい部活動が選べなくなりつつあります。このため、本市では令和8年度から平日・休日ともに学校部活動を廃止し、中学生のやりたい活動ができる環境整備として「周南市地域クラブ」の体制づくりを進めています。

Qどのような形で地域移行するのですか

A：周南市地域クラブは、2026年度からの完全実施を目指しています。2025年度までを改革期間とし、2026年度の中学3年生の最後の大会、発表会までは学校の実情に応じて学校部活動を継続できるものとします。

Q移行期の子どもが困らないように配慮してもらえるのですか

A：年度途中に部活動が廃止した後の各自による地域クラブの活動への申し込みなど、可能なかぎり柔軟に対応できるよう関係団体と協議していきます。また、2024年12月から、地域クラブの団体登録を開始し、2025年4月から、生徒が地域クラブへの申し込みができるように選択肢を増やしていきたいと考えています。

Q地域クラブはだれが実施するのですか

A：文化芸術活動の事務局として、2025年4月から、公益財団法人周南市文化振興財団内に「かるちゃあサポートセンター」を、スポーツ活動の事務局として公益財団法人周南市スポーツ協会内に「スポーツ活動サポートセンター」を設置し、地域の文化芸術・スポーツ団体の登録を進めています。地域クラブは、主に登録された団体が実施します。

Q地域クラブの申し込みはどのようにしたらよいですか

A：地域クラブのホームページに登録団体の情報が掲載されていますので、ご自分で団体に連絡し、見学や申し込みを行います。申し込みは、2025年の4月から始まりますが、すでに受け入れている団体もあります。周南市スポーツ協会のホームページに中学生を対象としている団体の一覧表がありますので、ご覧いただき、興味がある方は、団体に直接ご連絡ください。

Q部活動に入っている場合も地域クラブに参加できますか

A：部活動と地域クラブの両方に参加することも、いずれか一方に参加することもでき、選択の方法は自由です。移動や負担する会費などを保護者の方とよく相談し、決めてください。

Q地域クラブの活動は大会に参加できるのですか

A：中学校体育連盟主催大会では、2023年度から一定の参加条件を満たした地域スポーツ団体の大会参加が可能となりました。従って、地域クラブで活動されている生徒も

中学校体育連盟の大会には出場することができます。(所属される団体が参加条件を満たしているか、その団体が大会に参加する意思があるかどうかは、それぞれの団体にお問い合わせください。)

その他の大会においては、各大会の主催者の規定によって定められていますので、大会等への参加を想定している場合は、大会の参加・運営に係る条件等を必ずご確認ください。

Q地域クラブの参加は月会費が必要になるのですか

A：スタッフの報酬や保険に係る経費、共通の道具費等が生じるため、各活動団体が継続的に活動していくためには、保護者の方に月会費や年会費、材料費など、一定の金額をご負担していただく必要があります。具体的な金額については、各地域クラブが設定することになります。

Q地域クラブの活動中に事故があった場合はだれが対応するのですか

A：活動の主な実施主体が登録団体となるため、事故等が生じた場合は、基本的には各団体が責任を負うことになります。そのため、万が一の事故に備えて、参加する生徒をはじめスタッフにも原則として保険に加入していただく必要があります。

Q他の学校区の地域クラブに参加できますか

A：部活動では在籍する中学校の部活に参加することになっていましたが、地域クラブではそういった制限はなく、学校区以外の団体の活動にも自由に参加できます。

Q地域クラブへの移動手段はどのようになるのですか

A：活動場所へは、原則各自での移動となります。

Q周南市外の地域クラブに所属することはできるのですか

A：学校部活動の地域移行については、県方針に「地域の実情に応じて取り組む」とあることから、市町によって取組の内容は異なります。周南市の生徒が周南市外の地域クラブに所属することは可能ですが、希望するクラブのある市町の方針や取組内容については、確認が必要です。

Q家庭の経済状況によって子どもたちの経験に差がでるのではないですか

A：ご家庭の経済的な事情により、生徒の活動の選択肢が限定されることがないように、特に経済的に困りの家庭への支援については、国の動向も踏まえながら検討していきます。

Q地域クラブに団体登録するには何か条件がありますか

A：以下の条件があります。

- ① 周南市に活動拠点を持つ文化芸術・スポーツ団体または個人であること
- ② 政治活動、宗教活動、その他文化・芸術・スポーツ以外を目的とした団体又は個人ではないこと

- ③ 公序良俗に反する及び暴力団との関係のある団体又は個人ではないこと
 - ④ 周南市文化振興財団・周南市スポーツ協会の事業運営に可能な限り協力し、財団・協会の名誉の毀損や信用失墜行為を行わないこと
- などがあります。詳しくは各センターにお問い合わせください。

Q地域クラブの指導者は資格が必要ですか

A：各団体が地域クラブに登録する際に、資格は必要ありません。なお、指導者に対しては、今後、センターが研修会などを開催する予定としています。

Q地域クラブの指導者に教職員がいますか

A：これまでのような「部活動の顧問」としての教職員の関わりはなくなりますが、生徒への指導を希望する教職員については、自ら新たな団体を創設して、地域クラブに登録するか、すでに登録し、その団体の指導者となること、または、すでに登録している別の団体の指導者となることができます。いずれの場合も「兼職兼業」の許可を受けることが必要です。

Q学校部活動に所属しないことが、高校進学に影響を与えませんか

A：学校部活動に所属していないことで、進学の際に不利になることはありません。現在、社会体育クラブ等の活動についても、本人の希望があれば高校入試の際の書類に記載をしています。また、社会体育部等の大会記録についても、本人の希望と大会記録を確認の上、書類に記載しています。学校部活動に限らず、どのような活動に取り組み、どのような学びや成長があったかを、生徒自身が言語化することが重要です。

■問い合わせ

部活動の地域移行・・・学校教育課 TEL0834-22-8543
文化芸術団体・・・市文化振興財団 TEL0834-22-8787
スポーツ団体・・・市スポーツ協会 TEL0834-28-0006